

6月1日～7日は「第54回水道週間」

さあ今日も

水と元気が蛇口から

照会先 水道課 ☎2377707

蛇口をひねればあたりまえのように出てくる水。私たちの生活になくてはならない「水道」について考えましょう。

●水道週間中の市の行事

◆期間 6月1日(金)～7日(木)

◆場所 わかくさ・プラザ「学習情報館・エントランスホール」

◆内容

▽市の水道に関する写真パネルの展示

▽水道相談(午前9時～午後4時)

●水道管理のポイント

給水装置(給水管や蛇口、湯沸かし器、その他の給水用具)が古くなると、材質の劣化により、故障や漏水などが起こりやすくなります。事故を防止するために、維持管理を的確に行うことが大切です。給水装置は、家庭や事業所など水道使用者で管理していただくものです。漏水などは、大切な資源「水」の無駄遣いになるほか、水道料金の余分な支払いにもつながります。次のことに十分注意し、無駄のない生活を心掛けましょう。

①家庭や事業所の水道の配管状況を把握しておきましょう。

②2カ月に1度、市が検針して使用水量をお知らせしますが、各自で水道メーターを確認し、使用水量を把握しましょう。

●漏水の疑いがあるときは

水道を使用していないのにメーターが回っている場合など、漏水の疑いがあるときは、市の指定水道業者に至急調査してもらいましょう。漏水が見つかった場合、漏水の原因によっては水道料金の一部が還付されます。最寄りの水道工事店がわからない場合は、関市管工事協同組合(☎2375348)にお問い合わせください。

●水道メーターは8年で取り替え

水道メーターは計量法に基づき、8年ごとに取り替えを実施します。市では、取替作業を業者に委託し、該当する家庭や事業所などのメーターを順次取り替えています。

●検針にご協力を

2カ月ごとにメーター検針に伺います。

正確かつ効率よい検針のため、メーターボックス付近には物を置かず、犬を近づけないようにしてください。

●転入・転出時の届出は

住所変更の時は、水道課で手続きが必要です。また、水道の開始・休止などの時も必ず事前に水道課で手続きをしてください(休日を除く)。

●ビルなどの貯水槽の管理

貯水槽の設置者は、水槽の点検、清掃、水の検査などを年1回以上受けることが義務づけられています。貯水槽の十分な管理をお願いします。

●水質検査結果の閲覧

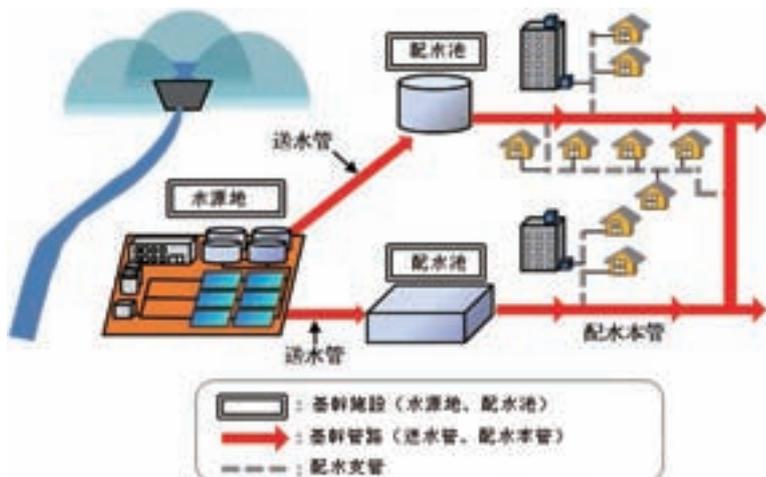
平成23年度の水質検査結果を市ホームページで閲覧できます。(関市トップ↓くらし・住まい↓水道・下水道↓平成23年度水質検査結果)

●地震に強い水道管に更新します

市の上水道は、昭和27年に給水を開始して今年で60年となります。この間給水区域の拡大により、水道施設を増設拡張してきました。現在では上水道区域の水道普及率は99・8%となっています。しかし、水源地や水道管の老朽化が進んでいるため、現在、小瀬水源地の更新を進めており、平成26年度に完成する予定です。また、本年度「水道施設耐震化計画基本方針」を策定して水道管を計画的に更新していきます。

◎地震に強い水道管への更新状況

- ▽配水管 全長688kmのうち耐震管は16・6km(2・41%)
- ▽送水管 全長60kmのうち耐震管は12・5km(20・86%)
- ▽全水道管 全長748kmのうち耐震管は29・1km(3・90%)



●料金改定について

使用料金の改定(案)を市議会第2回定例会(6月)に上程する予定です。皆様のご理解・ご協力をお願いします。